

居宅介護支援事業所Ⅱ

- 1 介護保険法第 8 条第 24 項に規定する居宅介護支援事業を行う事業所（以下「居宅介護支援事業所」という。）であること。
- 2 次の各号に該当すること
 - (1)居宅介護支援事業所は、提案基準 6－2 第 1 項第 5 号、提案基準 12 又は提案基準 13 の施設（法第 29 条第 1 項の許可、法第 42 条第 1 項ただし書の許可、法第 43 条第 1 項の許可を受けたものに限る。以下「老人福祉施設等」という。）内の一部を用途変更するものであること。
 - (2)老人福祉施設等を運営する事業者と居宅介護支援事業所を運営する事業者が同一であること。
 - (3)老人福祉施設等の規模に照らして、居宅介護支援事業所の規模は必要最小限であること。
 - (4)市の福祉施策の観点から支障がなく、居宅介護支援事業所の設置及び運営が国の定める基準に適合するものであることについて福祉施策担当部局・機関と調整のとれたもの。
- 3 用途変更を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。